

水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬について（ばく露のおそれが極めて少ないと認められる微生物農薬）（案）

平成 24 年 9 月 7 日

第 28 回中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（平成 24 年 2 月 24 日）において「水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を不要とする農薬（ばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬）」として 40 農薬を認定いただいたが、別紙 1 に掲げる微生物農薬についても、同様の取扱いとして下記のとおり整理することとしたい。

○ 水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準設定の必要性

別紙 1 に掲げる微生物農薬については、使用方法が表中の使用法の概要欄に記載のとおりで、別紙 4 の参考に示した「「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について」（平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知）の 4（6）①のア～カのうちのいずれの項目に該当するかを表中の該当項目の欄に記載している（使用方法の詳細は別紙 2 及び 3 のとおり）。いずれの農薬においても、別紙 4 の「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合（暴露のおそれが極めて少ないと認められる場合）」に該当すると認められる。

このため、別紙 1 に掲げる微生物農薬については、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理して良いと考えられる。

なお、今後、既登録内容とは異なる使用方法の製剤について登録申請がなされた場合には、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定の必要性について改めて検討することとする。

水系へのばく露のおそれが極めて少ないと認められる微生物農薬

該当項目 ^注	農薬名	学名	使用方法の概要	備考
イ (配置)	ボーベリア ブロンニアティ(殺虫剤)	<i>Beauveria brongniartii</i>	当該剤(パルプ不織布(約50cm)にボーベリア ブロンニアティを培養・固定したものを)を地際に近い主幹の分枝部、樹上の葉柄基部、ほだ木等に架ける(1樹又は2樹当たり1本)	
ウ (塗布)	ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株(殺菌剤)	<i>Zucchini yellow mosaic virus</i>	希釈した当該剤を付着させた綿棒などを使って、子葉又は第1本葉の全面に傷をつけて接種する。	
ウ (塗布)	トウガラシマイルドモットルウイルス弱毒株(殺菌剤)	<i>Pepper mild mottle virus</i>	希釈した当該剤を付着させた綿棒などを使って、子葉の全面に傷をつけて接種する。	登録申請中
			希釈した当該剤を付着させた綿棒などを使って、完全展開した上位2葉の全面に傷をつけて接種する。	
カ (粉衣、浸漬)	アグロバクテリウムラジオバクター(殺菌剤)	<i>Agrobacterium radiobacter</i>	当該剤の希釈液(20~50倍)に苗の根部、挿し穂基部等を浸漬する。	
カ (粉衣、浸漬)	バチルス シンプレクス(殺菌剤)	<i>Bacillus simplex</i>	当該剤の希釈液(200倍)に種子を浸漬する。	
			当該剤を種子に粉衣する。	

注:「該当項目」は、「『農薬の登録申請に係る試験成績について』の運用について」4.(6) ア~カのいずれに該当するかを示したものを。

使用方法が配置又は塗布の微生物農薬の使用場面の写真

ばく露のおそれ極めて少ないと認められる微生物農薬のうち、使用方法が配置又は塗布で使用されるものの実際の使用場面の例を以下に示した。

1. 配置

対象微生物農薬：ポーベリア ブロンニアティ



果樹の樹幹分枝部への処理



桑の樹幹上端部への処理

2. 塗布

対象微生物農薬：ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株
トウガラシマイルドモットウイルス弱毒株

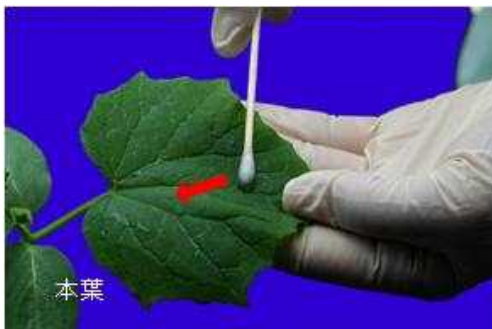


接ぎ木前
子葉

綿棒を使った子葉への処理



処理後の子葉



本葉

綿棒を使った本葉への処理



カット綿を使った本葉への処理

水産動植物へのばく露のおそれがないと認められる場合の 農薬の使用法の詳細について（抜粋）

「『農薬の登録申請に係る試験成績について』（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）の運用について」（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）において、「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」に該当するとして掲げられている使用方法の詳細は以下のとおり。

イ．忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合

配置して使用される農薬には殺そ剤、ナメクジ類及びカタツムリ類に対する殺虫剤並びに誘引剤があり、いずれもほ場、山林内で局所的に使用される。

ナメクジ類及びカタツムリ類に対する殺虫剤は発生又は加害を受けた場所又は株元において、配置して使用する。

誘引剤を容器内に入れて使用する場合には図4のような容器が用いられる。使用する農薬(誘引剤)にはいくつか形態があるが、いずれも容器内にいれて、ほ場内に数個配置して使用する。



図4 誘引剤を入れる容器の例
(生物農薬+フェロモンガイドブック 2006 日本植物防疫協会)

ウ．適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合

塗布する農薬は、整枝時や病患部・病枝の除去時にできた切り口や傷口等、適用作物の一部にハケを用いて塗布して使用する(図5)。また、一部の農薬では、挿木の切り口にぬりつけ乾燥させて使用するものもある。

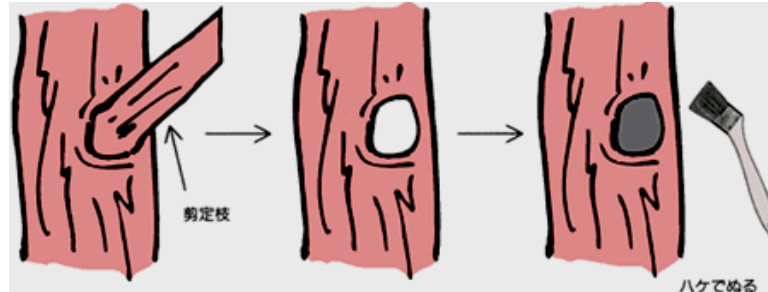
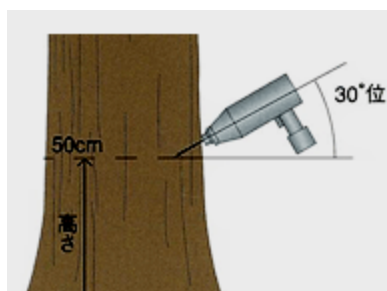
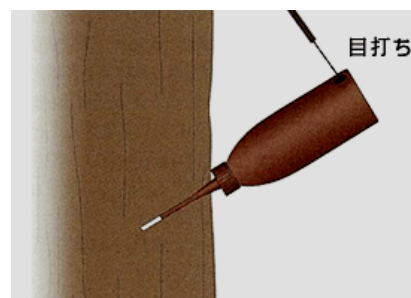


図5．塗布処理の例(<http://www.greenjapan.co.jp/bachireto.htm>)

また、樹幹に注入する農薬は樹木の幹にドリル等で穴を開け、小孔を開けた農薬入り容器(図6)、又は圧力を高めた農薬入り密閉容器を差し込んで使用する。



ドリルで穴を開ける



小孔を開けた農薬入り容器を差し込む

図6．樹幹注入の例(<http://www.greenguard.jp/product/>)

カ．粉衣、浸漬など種子等に直接付着させて使用される場合

農薬を種子等に使用する場合には、粉衣及び浸漬の他、吹き付け及び塗沫による方法がある。

粉衣は、種子、球根、さし穂基部等の表面に、対象となる作物に対し一定の重量比の農薬を付着まぶした後風乾し、固着させる。

浸漬は、種子を農薬の希釈液に漬けて農薬成分を種子に浸透又は付着させる。一部の農薬は、浸漬後風乾し固着させる。

吹き付けは、農薬原液又は希釈液を種子消毒機等を用いて種子に吹き付けた後風乾させることにより、種子に農薬を固着させる。

塗沫は、農薬原液又は希釈液をミキサー、ビニール袋等を用いて種子と混和後風乾させることにより、種子に農薬を固着させる。

水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる農薬の 取扱いについて

1. 基本的な考え方

現行の農薬取締法テストガイドラインにおいては、水産動植物への毒性が極めて弱い又は暴露のおそれがないと一般的に考えられる種類の農薬について、水産動植物への影響に関する試験成績(魚類、ミジンコ、藻類の急性毒性試験成績)や環境中予測濃度の算定に必要な資料の提出を必要としない旨規定されている。

こうした農薬については、登録保留基準値を設定してリスク管理を行う必要性が低いものも多いものと考えられる。

このため、こうした農薬については、個別の農薬毎に、水産動植物への毒性や使用方法等から「水産動植物の被害のおそれ」を考慮し、そのおそれが極めて少ないと認められるものについては、登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理するという運用としたい。

2. 具体的な運用の考え方

農薬取締法テストガイドラインにおける

「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」(水産動植物への毒性が極めて弱いと認められる場合)

又は

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合」(暴露のおそれが極めて少ないと認められる場合)

に該当するものとして申請がなされた農薬については、水産動植物登録保留基準設定検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において、水産動植物への毒性や使用方法等を考慮して「水産動植物の被害のおそれが極めて少ないと認められる」との結論が得られたものについては、登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理するという運用としたい。

水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと認められる農薬の取扱いについて

1. 基本的な考え方

現行の農薬取締法テストガイドラインにおいては、当該農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等からみて毒性、環境中予測濃度算定等に関する試験成績の提出を必要としない合理的な理由がある場合には、当該試験成績の提出を必要としない旨規定されている。

こうした農薬については、水質汚濁に関する登録保留基準値を設定してリスク管理を行う必要性が低いものも多いものと考えられる。

このため、こうした農薬については、個別の農薬毎に、人畜への毒性や使用方法等から「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれ」を考慮し、そのおそれが極めて少ないと認められるものについては、水質汚濁に関する登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理するという運用としたい。

2. 具体的な運用の考え方

農薬取締法テストガイドラインにおける

「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」(人畜への毒性がきわめて弱いと認められる場合)

又は

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合」(暴露のおそれが極めて少ないと認められる場合)

に該当するものとして申請がなされた農薬については、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において、人畜への毒性や使用方法等を考慮して「水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと認められる」との結論が得られたものについては、水質汚濁に関する登録保留基準値の設定を行う必要が無い農薬として整理するという運用としたい。

(参考)

「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の運用について(平成13年10月10日付け13生産第3986号)(関係部分のみ抜粋)

4. 試験成績の提出の除外について

局長通知の第1に掲げる試験成績は、農薬の登録検査を行う上で必要不可欠なものとして位置付けられたものであるが、農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等の観点から、その一部につき提出を要しない場合もある。

これら試験成績の提出を要しない場合に係る条件等については、登録申請に係る農薬ごとに判断すべきものである一方、個々の試験成績の登録検査における位置付け等を踏まえ、提出を要しない場合の考え方についてその一部を局長通知の別表2に示したところである。

以下、局長通知の別表2及びその他試験成績の提出の除外に係る運用指針を示す。

なお、被験物質の性状等から、試験の実施が困難である場合についても、ここでいう「試験成績の一部につきその提出を必要としない合理的な理由」がある場合とみなすものとする。

(6) 環境中予測濃度算定に関する試験成績について

「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合」として、次に掲げる場合がこれに該当する。

- ア. 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合
- イ. 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合
- ウ. 適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合
- エ. 倉庫くん蒸剤等施設内でのみ使用される場合
- オ. エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合
- カ. 種子等に粉衣又は浸漬して使用される場合

「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」として、当該有効成分が食品等において一般に広く利用されており水産動植物に対し安全であることが公知である場合がこれに該当する。